

身に覚えのない請求への対応 連絡せずに無視する

スマートフォンや携帯電話、はがきなどで身に覚えのない料金を支払うよう請求されたり、「無料」と思ってアクセスしたらいきなり高額な登録料を請求されたという相談が急増しています。

▼「民事訴訟管理センター」と名乗る機関から、消費料金が未納なので民事訴訟を起こすとのはがきが届いた。身に覚えはないが不安だったので、はがきに記載してあった番号に電話したが、誰も出なかった。どうすればよいか。(60代・女性)

▼スマートフォンのSMS(ショートメッセージサービス)に、「以前利用した有料情報コンテンツの未払い金が発生している。本日中に連絡がない場合は法的手段を講じる」と書かれている。連絡した方がいいか。(50代・男性)

▼スマートフォンで無料アダルトサイトを検索し、動画をタップしたらいきなり「登録完了」となり料金請求画面になった。誤作動の場合は相談に応じると電話番号が表示されていたので電話をしたら、今日中に支払うのであれば登録料を20万円に減額してもよいと言われた。支払わないといけないのか。(70代・男性)

悪質事業者が根拠のない架空請求をする場合、公的機関を連想させる名称や、実在する動画配信業者、債権回収業者の名称を名乗り、「民事訴訟」「裁判」「最終通告」などの文句で不安をあおりますが、内容は曖昧で、何の契約なのか具体的な記載はありません。不安をあおって連絡先に電話をかけさせ、個人情報聞き出して、高額な料金を請求するのが目的です。

また、無料と思って閲覧したサイトで登録完了画面や料金請求画面が突然現れたという場合も、利用者の意思に反して会員登録を行い、不安におとしいれて連絡をさせ、料金を請求することを目的とした不当な料金請求の一種です。

身に覚えのない請求や、心当たりがあっても不審だと思える請求には、電話やメールなどで絶対に連絡せず、無視してください。

実在する事業者名が記載されているメール・SMSが届いて不安な場合は、その事業者のホームページや問い合わせ窓口を別の方法で確認し、直接問い合わせるようにしましょう。

少しでも不安に思ったり、トラブルにあった場合は、すぐに最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。

電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30~17:00)

土曜日は電話相談(9:00~17:00)のみ受付

消費者ホットライン ☎(局番なし)188番(いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。